

奈良県公安委員会告示第70号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年8月21日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

1 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者（以下「初心者」という。）
- (2) 猟銃若しくは空気銃の取扱いに関する講習修了証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過した者又は経過しようとする者で、猟銃若しくは空気銃の所持の許可の更新又は更に新たな所持の許可を受けようとするもの（以下「経験者」という。）

2 開催日時及び場所

(1) 初心者

開催日時	場所
平成21年11月27日（金） 午前10時から午後5時まで	奈良県大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館
平成22年2月5日（金） 午前10時から午後5時まで	同上

(2) 経験者

開催日時	場所

平成21年10月2日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで	奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1 奈良県五條警察署十津川警察庁舎
平成21年10月23日(金) 午後2時から午後5時まで	奈良県大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館
平成21年11月20日(金) 午後2時から午後5時まで	同 上
平成21年12月18日(金) 午後2時から午後5時まで	同 上
平成22年1月22日(金) 午後2時から午後5時まで	同 上
平成22年2月19日(金) 午後2時から午後5時まで	同 上
平成22年3月19日(金) 午後2時から午後5時まで	同 上

3 講習内容

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 携行品

筆記具及び印鑑

5 受講手続及び講習手数料

受講しようとする者は、受けようとする講習日の2週間前までに、猟銃等講習受講申込書2通に当該申込人の写真2枚を添えて、住所地を管轄する警察署（御所警察庁

舎及び十津川警察庁舎を含む。)に提出するとともに、次に掲げる講習手数料を奈良県収入証紙をもって納付すること。

なお、申込みをした講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

- (1) 初心者 6,800円
- (2) 経験者 3,000円